

改 正 案	現 行
<p>（標準賞与の額の決定）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>（給付額等の端数計算）</p> <p>第二十四条 短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額及び平均標準給与額（次条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（第七十二条の二に規定する平均標準給与額をいう。））に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 長期給付（第二十条第二項に規定する長期給付をいう。以下同じ。）の額（次条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条第一項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。</p>	<p>（標準賞与の額の決定）</p> <p>第二十二條の二（略）</p> <p>（平均標準給与額）</p> <p>第二十三条 平均標準給与額は、加入者期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額と標準賞与の額の総額を、その期間の月数で除して得た額とする。</p> <p>（給付額等の端数計算）</p> <p>第二十四条 短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額及び平均標準給与額に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 長期給付（第二十条第二項に規定する長期給付をいう。以下同じ。）の額（次条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十八条第一項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。</p>

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条(第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。)、第四章(第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。)、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条(第八項を除く。)、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項(第二号を除く。)、及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十(第六項を除く。)、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第二条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。))、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七條第二項及び第三項、第七十六条第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項、附則第十三条の十(第六項を除く。)(の規定を除く。)(中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条(第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。)、第四章(第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。)、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条(第八項を除く。)、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項(第二号を除く。)、及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の十(第六項を除く。)、附則別表第一、附則別表第二並びに別表の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第二条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。))、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項(各号列記以外の部分に限る。))、第七十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項、附則第十三条の十(第六項を除く。)(の規定を除く。)(中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「公務等傷病」と

標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十九条第二項	(略)	(略)	(略)
総報酬月額相当額	(略)	(略)	(略)
総給与月額相当額	(略)	(略)	(略)

あるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十九条第二項	第七十七条第一項	(略)	(略)
標準期末手当等	平均標準報酬額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。)	(略)	平均標準給与額(私立学校教職員共済法第二十三条に規定する平均標準給与額をいう。以下同じ。)
総報酬月額相当額	組合員期間	(略)	加入者期間
総給与月額相当額	標準賞与	(略)	標準賞与

附則第十二条の八	(略)	第八十条第一項	(略)	第八十条第二項	(略)	私学共济制度の加入者	総報酬月額相当額	地方の組合	共济会又は日本私立学校振興・共济事業団	(略)	附則第十二条第七項	(略)	財務省令	(略)	休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金	第六十八條から第六十八條の三まで	(略)	他の法律に基づく共济組合の組合員	総給与月額相当額	連合会又は地方の組合	共济会	(略)	第六十八條	休業手当金	(略)	文部科学省令	(略)

附則第十二条の八	(略)	第八十条第一項	(略)	第八十条第二項	(略)	私学共济制度の加入者	総報酬月額相当額	地方の組合	共济会又は日本私立学校振興・共济事業団	(略)	附則第十二条第七項	(略)	財務省令	(略)	休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金	第六十八條、第六十八條の二、第六十八條の三	(略)	他の法律に基づく共济組合の組合員	総給与月額相当額	連合会又は地方の組合	共济会	(略)	第六十八條	休業手当金	(略)	文部科学省令	(略)

の二第二項第一号及び附則第十二条の八の三第一項第二号			
(略)	(略)	(略)	

(国及び都道府県の補助)

第三十五条 国は、毎年度、事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する金額を補助する。

2 4 (略)

附則

1 25 (略)

26 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第二十三条第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われた

の二第二項第一号及び附則第十二条の八の三第一項第二号	附則第十三条の十第三項	前条	私立学校教職員共済法附則第二十八項
(略)	(略)	(略)	(略)

(国及び都道府県の補助)

第三十五条 国は、毎年度、事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する金額を補助する。

2 4 (略)

附則

1 25 (略)

26 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第二十三条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行わ

ときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。()を「とする。

27 (略)

(長期給付等に係る標準給与の区分等の特例)

28 第二十二條第一項の規定による標準給与の区分については、国家公務員共済組合法附則第六條の三第一項の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第二十二條第一項の規定による標準給与の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準給与の等級のうちの最高等級の標準給与の月額は、同法第四十二條及び附則第六條の三の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

29 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二條第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十八項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第二十三條第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第二十八項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)」を「とする。

30 前二項の規定は、短期給付の額の算定及び短期給付に係る掛金の徴収に関しては、適用しない。

れたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。()を「とする。

27 (略)

(平均標準給与額の改定)

28 附則別表の各号に掲げる受給権者の平均標準給与額の計算の基礎となる標準給与の月額及び標準賞与の額については、第二十三條の規定にかかわらず、加入者期間の各月の標準給与の月額及び標準賞与の額に当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

31| (介護納付金に係る掛金の徴収の特例)

(略)

32| (略)

(教育の事業)

33| (略)

(削除)

29| (介護納付金に係る掛金の徴収の特例)

(略)

30| (略)

(教育の事業)

31| (略)

附則別表(附則第二十八項関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 加入者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二五八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者加入者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者加入者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三四

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者
 加入者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ
 て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日以後に生まれた者 加入者であつた月が属する
 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に
 掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・三〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九一
平成十年四月以後	〇・九八〇

【第二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（標準給与） 第二十二條（略） 2・3（略） 4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準給与が改定される加入者については、その年に限り適用しない。 5・6（略） 7 事業団は、加入者が現に使用される学校法人等において継続した三月間（各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ。）に受けた給与の総額を三で除して得た額が、その者の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準給与を改定するものとする。 8（略） 9 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において</p>	<p>（標準給与） 第二十二條（略） 2・3（略） 4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者及び第七項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準給与が改定される加入者については、その年に限り適用しない。 5・6（略） 7 事業団は、第二項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた加入者について、現に使用される学校法人等において継続した三月間（各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ。）に受けた給与の総額を三で除して得た額が、その者の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準給与を改定するものとする。 8（略）</p>

て当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。

10 前項の規定によつて改定された標準給与は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準給与とする。

11 加入者の給与月額が、第二項、第五項若しくは第九項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項若しくは第九項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受け他の教職員等の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の給与月額とする。

（標準給与の額の決定）

第二十三条（略）

2 前条第十一項の規定は、標準給与の額の算定について準用する。

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から

9 加入者の給与月額が、第二項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受け他の教職員等の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の給与月額とする。

（標準給与の額の決定）

第二十三条（略）

2 前条第九項の規定は、標準給与の額の算定について準用する。

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から

第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七條第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは、「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは、「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは、「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字

第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十（第六項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七條第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第十二条の六第二項及び第三項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項、附則第十三条の十（第六項を除く。）の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十四条第一項 第一号	地方公務員等共済組 合法（第十一章を除 く。以下この条、次 条、第七十九条第六 項及び第百十四条の	他の法律に基づく共済 組合が支給する	第七十三条の二第 一項		従前標準報酬の月額	財務省令	又は介護休業手 当金	又は休業手当金	(略)
			従前標準給与の月額	文部科学省令					(略)
			従前標準報酬の月額	従前標準給与の月額					(略)
			従前標準報酬の月額	従前標準給与の月額					(略)

掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十四条第一項 第一号	地方公務員等共済組 合法（第十一章を除 く。以下この条、次 条、第七十九条第三 項及び第百十四条の	他の法律に基づく共済 組合が支給する	第六十九条		従前標準報酬の月額	財務省令	又は介護休業手 当金	又は休業手当金	(略)
			従前標準給与の月額	文部科学省令					(略)
			従前標準報酬の月額	従前標準給与の月額					(略)
			従前標準報酬の月額	従前標準給与の月額					(略)

	<p>二において同じ。） による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第七十九条第六項</p>	<p>地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による</p>	<p>他の法律に基づく共済組合が支給する</p>
	<p>二において同じ。） による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第七十九条第四項</p>	<p>厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金のうち、同項の規定に相当するこれらの法律の規定により加給年金額が加算された</p>

	(略)		その間、前条第一項	
	(略)		その間、同項	もの
附則第十三条の十 第六項	第五十条	私立学校教職員共済法 第五条		

(六十五歳以上の加入者である間の退職共済年金等の支給の停止の特例)

第二十五条の二 退職共済年金の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者に対する前条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第二項第一号中「停止解除調整開始額」とあるのは、「停止解除調整額」と、同項第二号中「停止解除調整開始額」とあるのは、「停止解除調整額」と、「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める」とあり、及び「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める」とあるのは、「総給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整額を控除して得た金額の二分の一に相当する」と、同条第四項中「停止解除調整変更額」とあるのは、「停止解除調整額」と、同条第五項中「第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項」とあるのは、「前項」と、「停止解除調整変更額」とあるのは、「停止解除調整額」とする。

この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

	(略)		その間、前条第一項	
	(略)		その間、同項	もの
附則第十三条の十 第五項	第五十条	私立学校教職員共済法 第五条		

(六十五歳以上の加入者である間の退職共済年金等の支給の停止の特例)

第二十五条の二 退職共済年金の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者に対する前条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第二項の規定の適用については、同項第一号中「除く。」の百分の八十に相当する金額(「とあるのは、「除く。」と、「二十八万円」とあるのは、「四十八万円」と、同項第二号中「二十八万円」とあるのは「四十八万円」と、「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める」とあり、及び「次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める」とあるのは「総給与月額相当額と基本月額との合計額から四十八万円を控除して得た金額の二分の一に相当する」とする。

2 障害共済年金の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者に対する前条において準用する国家公務員共済組合法第八十七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第七十九条第三項」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五条の二第一項において読み替えて適用する第七十九条第四項」と、「停止解除調整開始額」とあるのは「停止解除調整額」と、同項第二号中「停止解除調整開始額」とあるのは「停止解除調整額」と、「次のイから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイから二までに定める」とあり、及び「次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから二までに定める」とあるのは「総給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整額を控除して得た金額の二分の一に相当する」とする。

(掛金の折半負担等)
第二十八条 (略)

2 育児休業等をしている加入者(第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。)が事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金を免除する。

3 育児休業等をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

2 障害共済年金の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者に対する前条において準用する国家公務員共済組合法第八十七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「除く。」の百分の八十に相当する金額」とあるのは「除く。」と、「二十八万円」とあるのは「四十八万円」と、同項第二号中「二十八万円」とあるのは「四十八万円」と、「次のイから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイから二までに定める」とあり、及び「次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから二までに定める」とあるのは「総給与月額相当額と基本月額との合計額から四十八万円を控除して得た金額の二分の一に相当する」とする。

(掛金の折半負担等)
第二十八条 (略)

2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業をしている加入者(第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。)が事業団に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金を免除する。

3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月から当該育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項

の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

(資料の提供)

第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に關し必要があるとき、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第六項(同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に關し必要があるとき、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第三項(同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

改正案	現行
<p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十二条を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七條第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは、「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは、「事業団」</p>	<p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十二条を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七條第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは、「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは、「事業団」</p>

と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
第七十九条第七項	厚生年金保険法第四十四條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金のうち、前条第一項の規定に相当するこれらの法律の規定により加給年金額が加算されたもの	その間、同項
その間、前条第一項			

と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
第七十九条第七項	厚生年金保険法第四十四條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金のうち、同項の規定に相当するこれらの法律の規定により加給年金額が加算されたもの	その間、同項
その間、前条第一項			

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（標準給与）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 事業団は、加入者が現に使用される学校法人等において継続した三月間（各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が、<u>十七日</u>以上でなければならぬ。）に受けた給与の総額を三で除して得た額が、その者の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準給与を改定するものとする。</p> <p>8（略）</p> <p>9 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において</p>	<p>（標準給与）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が<u>二十日</u>未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 事業団は、加入者が現に使用される学校法人等において継続した三月間（各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が、<u>二十日</u>以上でなければならぬ。）に受けた給与の総額を三で除して得た額が、その者の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準給与を改定するものとする。</p> <p>8（略）</p> <p>9 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において</p>

て当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。

10
11
(略)

て当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。

10
11
(略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 給付及び福祉事業</p> <p>第一節 削除</p> <p>第二節 給付（第二十条 第二十五条の三）</p> <p>第三節 福祉事業（第二十六条）</p> <p>第六章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）、及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の九の二、附則第十三条の十（第七項を除く。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 給付及び福祉事業</p> <p>第一節 削除</p> <p>第二節 給付（第二十条 第二十五条）</p> <p>第三節 福祉事業（第二十六条）</p> <p>第六章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）、及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並び</p>

()、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第二条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。)、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。)中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

に別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第二条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。)、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。)中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第七十三条の二第二項	(略)		第六十六条第六項	(略)	第五十二条の二	前二条	第四十二条第一項	私立学校教職員共済法 第二十条第一項及び第三項	
	(略)		地方公務員等共済組 合法、私立学校教職 員共済法	(略)					同法第二十二條第一項
	(略)		国家公務員共済組合法 、地方公務員等共済組 合法(昭和三十七年法 律第一百五十二号)	(略)					

第七十三条の二第一項	(略)		第六十六条第六項	第六十六条第四項	(略)	第五十三条第一項	第五十二条の二	前二条	第四十二条第一項	私立学校教職員共済法 第二十条第一項及び第三項	
	(略)	財務省令	地方公務員等共済組 合法、私立学校教職 員共済法	財務省令	(略)	財務省令					同法第二十二條第一項
	(略)	文部科学省令	国家公務員共済組合法 、地方公務員等共済組 合法(昭和三十七年法 律第一百五十二号)	文部科学省令	(略)	文部科学省令					

第一百条の二	従前標準報酬の月額	私立学校教職員共済法
--------	-----------	------------

(略)	(略)	(略)			
第七十四条第一項 第一号	地方公務員等共済組 合法(第十一章を除 く。以下この条、第 七十八条の二、第七 十九条第六項及び第 百十四条の二におい て同じ。)による年 金である給付(退職 を給付事由とする年 金である給付及び地 方公務員等共済組合 法の規定による年金 である給付で遺族共 済年金に相当するも の(その受給権者が 六十五歳に達してい るものに限る。)を 除く。)、私立学校 教職員共済法による 年金である給付(退 職を給付事由とする	他の法律に基づき共済 組合が支給する年金で ある給付(退職を給付 事由とする年金である 給付及び			
(略)	(略)	(略)			第二十八条第二項及び 第三項
第七十四条第一項 第一号	地方公務員等共済組 合法(第十一章を除 く。以下この条、次 条、第七十九条第六 項及び百十四条の 二において同じ。)による年金である給 付(退職を給付事由 とする年金である給 付を除く。)、私立 学校教職員共済法に よる	他の法律に基づき共済 組合が支給する			

	第七十四条第一項 第二号	第七十四条第一項 第三号	(略)	(略)
年金である給付及び同法の規定による年金である給付で	地方公務員等共済組 合法による年金である給付、私立学校教 職員共済法による	地方公務員等共済組 合法による年金である給付、私立学校教 職員共済法による	地方公務員等共済組 合法若しくは私立学 校教職員共済法によ る	(略)
	他の法律に基づく共済 組合が支給する	他の法律に基づく共済 組合が支給する	他の法律に基づく共済 組合が支給する	(略)

	第七十四条第一項 第二号及び第三号	(略)	(略)	第七十四条の二第 一項及び第三項
	地方公務員等共済組 合法による年金である給付、私立学校教 職員共済法による	(略)	(略)	地方公務員等共済組 合法による年金である給付若しくは私立 学校教職員共済法に よる
	他の法律に基づく共済 組合が支給する	(略)	(略)	他の法律に基づく共済 組合が支給する

<p>第七十八條の二第二項</p>		<p>第七十八條の二第一項</p>	<p>第七十六條第一項各号列記以外の部分</p>
<p>地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教</p>	<p>地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による</p>	<p>地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。） 〃、私立学校教職員共済法による</p>	<p>組合員期間</p>
<p>他の法律に基づく共済組合が支給する</p>	<p>他の法律に基づく共済組合が支給する</p>	<p>他の法律に基づく共済組合が支給する</p>	<p>加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）</p>

			<p>第七十四條の四</p>
			<p>第七十六條第一項各号列記以外の部分</p>
			<p>組合員期間</p>
			<p>加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）</p>
			<p>財務省令</p>
			<p>文部科学省令</p>

		第七十九条第七項	(略)	第七十八条の二第 四項	
第一項	その間、第七十八条	厚生年金保険法第四 十四条第一項の規定 により同項に規定す る加給年金額が加算 された老齡厚生年金	(略)	次条第二項	職員共済法による
	その間、同項	厚生年金保険法(昭和 二十九年法律第百十五 号)の規定による老齡 厚生年金又は国家公務 員共済組合法若しくは 地方公務員等共済組 法の規定による退職共 済年金のうち、第七 十八条第一項の規定に相 当するこれらの法律の 規定により加給年金額 が加算されたもの	(略)	私立学校教職員共済法 第二十五条の二第一項 の規定により読み替え られた次条第二項	

		第七十九条第七項	(略)		
	その間、前条第一項	厚生年金保険法第四 十四条第一項の規定 により同項に規定す る加給年金額が加算 された老齡厚生年金	(略)		
	その間、同項	厚生年金保険法(昭和 二十九年法律第百十五 号)の規定による老齡 厚生年金又は国家公務 員共済組合法若しくは 地方公務員等共済組 法の規定による退職共 済年金のうち、前条第 一項の規定に相当する これらの法律の規定に より加給年金額が加算 されたもの	(略)		

第八十条第一項	私学共済制度の加入者	若しくは私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等又は	総報酬月額相当額	(略)	第八十七条の六第三号	又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権	第八十九条第二項
				他の法律に基づく共済組合の組合員			
第八十条第一項	私学共済制度の加入者	又は	総給与月額相当額	(略)	第八十七条の六第三号	の受給権	国家公務員共済組合法
				他の法律に基づく共済組合の組合員			

第八十条第一項	私学共済制度の加入者	総報酬月額相当額	総給与月額相当額	(略)	第八十七条の六第三号	の受給権	国家公務員共済組合法
				他の法律に基づく共済組合の組合員			

第一号イ	(略)	第九十三条の三		第九十三条の四	(略)	附則第十二条第十項
法	(略)	国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間		地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団	(略)	第一百条の二
、地方公務員等共済組合法	(略)	労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときはこれらが支給される間		連合会及び地方の組合	(略)	私立学校教職員共済法第二十八条第二項

	(略)	第九十三条の三			(略)	附則第十二条第十項
	(略)	国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間			(略)	第一百条の二
	(略)	労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときはこれらが支給される間			(略)	私立学校教職員共済法第二十八条第二項

附則第十二条の八

財務省令

文部科学省令

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(退職共済年金等の支給の停止の特例)
第二十五条の二 (略)

第二十五条の三 第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したものの又は加入者でないものとみなされた加入者であつて教職員等であるもの(以下この条において「特定教職員等」という。)に対する前条の規定により読み替えて準用する第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十九条及び第八十七条の規定の適用については、同法第七十九条第一項中「加入者であるときは」とあるのは、「加入者(私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等を含む。以下この条及び第八十七条において同じ。)(であるときは」とする。

2 前項に規定するもののほか、特定教職員等に対する退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(六十五歳以上の加入者である間の退職共済年金等の支給の停止の特例)
第二十五条の二 (略)

改正案	現行
<p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十二条を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは、「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合</p>	<p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十二条を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の九の二、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは、「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会</p>

会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）【平成十七年四月一日施行】
 【第七条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案 現 行

附 則
 1～9（略）
 （更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置）
 10 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者であつて加入者期間が十五年以上であるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第七十九条第六項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新加入者に該当して支給されるもの
（略）	（略）	（略）
附則第十二条の四の二第二項第一号	当該月数が四百八十	当該月数が、二百四十
の二第二項第一号	月を超えるときは、	月未満であるときは二
（略）	（略）	（略）
第七十九条第三項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新加入者に該当して支給されるもの
（略）	（略）	（略）
附則第十二条の四の二第二項第一号	当該月数が四百四十	当該月数が、二百四十
の二第二項第一号	四月を超えるときは	十月未満であるとき

11 20 (略)	(略)	附則第十二条の七の五第四項及び第五項	(略)	
	(略)	当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月	(略)	四百八十月
	(略)	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百八十月を超えるときは四百八十月とする。	(略)	百四十月とし、四百八十月を超えるときは四百八十月とする。
11 20 (略)	(略)	附則第十二条の七の五第四項及び第五項	(略)	
	(略)	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	(略)	、四百四十四月
	(略)	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。	(略)	は二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）【平成十九年四月一日施行】
 【第八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則
 1～9（略）
 （更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置）
 10 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者であつて加入者期間が十五年以上であるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則
 1～9（略）
 （更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置）
 10 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者であつて加入者期間が十五年以上であるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第八十九条第一項 第二号口(2)(i)	組合員期間が二十年以上である者	特定更新加入者	(略)
第八十九条第一項 第二号口(2)(i)	二十年未満である者	二十年未満である者 (特定更新加入者を除く。)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
第八十九条第一項 第二号口(1)	組合員期間が二十年以上である者	特定更新加入者	(略)
第八十九条第一項 第二号口(2)	二十年未満である者	二十年未満である者 (特定更新加入者を除く。)	(略)

11
} 20
(略)

11
} 20
(略)

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）

【平成十九年四月一日施行】

【附則第六条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（障害共済年金等の額の計算の特例）</p> <p>第五十二条 第四十九条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の準用国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額）とし、第五十条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族共済年金」という。）の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額（第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（障害共済年金等の額の計算の特例）</p> <p>第五十二条 第四十九条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の準用国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額）とし、第五十条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族共済年金」という。）の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定による金額（第一号に掲げる月数が三百月未満であるときは、当該金額を三百で除して得た金額に、同号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た金額）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～4（略）</p>

人事訴訟法（平成十五年法律第九号）【平成十九年四月一日施行】

【附則第七条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（附帯処分についての裁判等）</p> <p>第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は標準報酬等の按分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分をいう。）（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（附帯処分についての裁判等）</p> <p>第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は標準報酬等の按分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項の規定による処分をいう。）（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。</p> <p>2）4（略）</p>